

# 特記仕様書

委託番号 令和8年度 第C-6号

委託業務の名称 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）

委託業務の場所 東近江市鈴町・蒲生大森町地先

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月滋賀県県土整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 設計変更等については、契約書第17条から第23条および共通仕様書第1121条から第1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木設計業務等変更ガイドライン」5.（4）に記載のとおり、業務途中において、正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合については原則として設計変更の対象としない。

第3条 共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第4条 その他特記事項

## 1. 隣接する業務との調整

本業務区間において、一部重複、近接して地質調査業務、造成基本設計業務を別途発注する予定のため、設計条件、地質条件等の情報共有に付いて相互連絡調整を密に行うこと。

## 記

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 本業務は、照査技術者により照査を行うものである。

1108条の2 技術者の資格要件等

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（共通仕様書）」で（琵琶湖環境部、県土整備部関係）の業務Aに対応する技術者（建設環境部門）を配置すること。

第1110条 提出書類

1. 本業務は、滋賀県工事管理情報システム（以下「本システム」という）の利用対

象業務であり、受注者は原則本システムを使用するものとする。

2. 受注者は、業務着手前に、監督職員に、担当技術者および管理技術者等のメールアドレスを報告するとともに、本システムの規約 (<https://www.sct.or.jp/asp/>) に従い手続きを実施すること。

3. 本システムの利用料金は、その他原価に含まれており、利用期間および利用の有無は、設計変更の対象としない。

4. 受注者は、電子データによる交換・共有に適さない書類について、事前の協議時に監督職員にその旨を報告し、紙等による提出を行うことができる。

#### 第1111条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（配慮書）2回、中間打合せ（方法書）3回、成果物納入時の計7回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは管理技術者が立会うものとする。

打合せは面談を基本とするが、監督職員と協議のうえ、WEB会議、TV会議等（以下、「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。

#### 第1116条 土地への立入り等

業務の実施により伴う植物の伐採、かき・さく等の除去または土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。

#### 第1117条 成果物の提出

本業務は、電子納品対象業務である。成果は下記のとおりとする。

- ① 報告書（図面含む） 2部
- ② 報告書概要版 2部
- ③ 関連情報の資料 一式
- ④ 協議記録簿 一式
- ⑤ 成果品電子納品（正・副、CD-R または DVD-R） 2部
- ⑥ その他、監督職員が必要と認めた資料 一式

#### 第1132条 安全等の確保

UAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院 平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

## 第2章 設計業務等一般

#### 第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、設計図および道路台帳等をもとに現地調査を行い電埋設物、架空線等の設置位置の把握を行うものとする。

また、設置位置の確認のために試掘等が必要となった場合は、監督職員と協議し立会いを求め実施するものとし設計変更の対象とする。

#### 第1211条 設計業務の成果

数量集計表のファイル形式は、「EXCEL2021」とする。

## その他等

### 1 業務の目的

企業の強い設備投資意欲がありながら、滋賀県における産業用地は不足している状況であり、県と市が連携し、県内3か所の候補地（東近江市、大津市および高島市）において、新規産業用地を整備することとしたところ。

本業務は、東近江市内の産業用地開発候補地における滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）に基づく、環境影響評価手続き（条例第5条の3第1項に規定する計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）および第6条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成等）を行うことを目的とするものである。

### 2 業務内容

本業務に係る環境影響評価については、条例、滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号。以下「規則」という。）および滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）その他関係法令等に基づき、次のとおり行うものとする。

#### (1) 計画準備

実施方針およびスケジュール等、発注者と十分な協議・検討を行った上で、業務体制・業務内容・業務工程を業務計画書にとりまとめる。

#### (2) 配慮書の作成および手続き

##### ア 配慮書の作成

条例第5条の2に規定する計画段階配慮事項の検討および配慮書の作成を行う。  
業務内容については以下のとおり。

- (ア) 位置等に関する複数案の設定
- (イ) 事業特性に関する情報の把握
- (ウ) 地域特性に関する情報の把握（自然的状況、社会的状況）
- (エ) 計画段階配慮事項の選定
- (オ) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価手法の選定
- (カ) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の実施
- (キ) 配慮書の作成

また、配慮書の作成（案を含む。）に当たっては、次のことに留意すること。

- a 記載内容について、一貫性のある内容となるように配慮し、写真、図およびグラフ等を用いて、分かりやすい内容とすること。
- b 著作権その他問題が生じないようにすること。

##### イ 打合せ・協議

配慮書の作成等に係る打合せ・協議を実施し、その記録を作成する。

ウ 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課との協議  
配慮書に係る協議や資料作成などを行う。

エ 滋賀県環境影響評価審査会（条例第33条第1項に定めるもの、以下「審査会」という。）の対応  
審査会（規則第43条に規定する専門部会が設置される場合は、当該部会含む。以下同じ。）の資料を作成するとともに、審査会に同席し、説明の補佐を行う。

### (3) 方法書の作成および手続き

#### ア 方法書の作成

条例第6条に規定する方法書の作成等に当たっては、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書に係る知事の意見が述べられたときはこれを勘案する。業務内容については以下のとおり。

(ア) 環境影響評価の項目の選定

(イ) 調査、予測および評価に係る手法の検討および選定

(ウ) 方法書の作成

また、方法書の作成（案を含む。）に当たっては、次のことに留意すること。

- a 記載内容について、一貫性のある内容となるように配慮し、写真、図およびグラフ等を用いて、分かりやすい内容とすること。
- b 著作権その他問題が生じないようにすること。

#### イ 打合せ・協議

方法書の作成等に係る打合せ・協議を実施し、その記録を作成する。

#### ウ 説明会の対応

条例第7条の2に規定する方法書説明会に使用する資料の作成、説明会当日までの運営、説明会当日の運営、説明および質疑への応答、議事録の作成等

#### エ 意見書への対応

条例第8条に規定する方法書についての意見を整理する。

オ 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課との協議  
方法書に係る協議や資料作成などを行う。

#### カ 審査会の対応

審査会の資料を作成するとともに、審査会に同席し、説明の補佐を行う。

### 3 その他

(1) 上記業務を実施するにあたって、必要に応じて、以下の支援等を行う。

ア 市町等関係者との打合せへの出席

イ 業務遂行のために必要と判断される各種資料作成

(2) その他、特記なき事項に対して疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定する。